

誓約書兼同意書

子育て世帯移住支援金の交付申請をするに当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 子育て世帯移住支援金に関する報告及び立入調査について、新発田市及び新潟県から調査を求められた場合は、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、新発田市子育て世帯移住支援金交付要綱に基づき、速やかに新発田市に報告し、子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の内容で申請したことが判明した場合 全額
 - イ 子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に新発田市から転出した場合 全額
 - ウ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - エ 子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に新発田市から転出した場合 半額
(就業の場合)
 - オ 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
(テレワーク・関係人口の場合)
 - カ 子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合 全額
- (3) 移住支援金の支給を受けた後に実施される新発田市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

2 同意事項

- (1) 子育て世帯移住支援金の交付要件及び返還要件等の該当の有無を確認するため、必要な範囲において新発田市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧すること及び就業先への調査による就業状況の確認を実施することに同意します。
- (2) 新発田市及び新潟県が、当該個人情報について、新潟県子育て世帯移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

新発田市長 宛て

申請者氏名（自署）